

有明海・八代海における海砂利採取に関する方針

平成 25 年 4 月

I 基本的事項

1 民間海砂利採取業者による海砂利採取の禁止

- 民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取は禁止する。

(理由)

＜有明海・八代海の再生には環境負荷を最小限とする予防的措置が不可欠＞

- ・海砂利採取に関しては、本県が実施した調査や環境省の瀬戸内海の調査結果などから、水深の増大や海底地形の変化、濁りの発生などにより、何らかの環境負荷を与えることは否定できない。
- ・これまで、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（以下「有八特措法」という。）に基づき、有明海・八代海の環境保全に取り組んできたが、依然として海域環境は回復しておらず、漁業生産も低迷が続いている。引き続き、環境負荷を最小限とする予防的措置が不可欠である。
- ・日本一閉鎖性が高い有明海・八代海の両海域で、民間海砂利採取業者（以下「民間業者」という。）による海砂利採取を許認可しているのは熊本県のみである。

＜販売を伴う海砂利採取は超過採取を誘発し削減計画による縮小は限界＞

- ・民間業者による販売を伴う海砂利採取は、今般判明した違法採取事案で明らかのように、超過採取を誘発し、「熊本県海砂利採取削減計画（H20～H24）」（以下「削減計画」という。）による海砂利採取縮小という枠組みで海域環境を保全していくことには、限界があると考えざるを得ない。

2 予告期間の設定

- 民間業者が行う販売を伴う海砂利採取を禁止するに当たり、3 年間の予告期間を設ける（平成 25 年度から平成 27 年度まで）

(理由)

- ・「採取削減」から「採取禁止」への円滑な移行を図るためには、予めその旨を関係者に周知する必要がある。このため、判例を参考に 3 年間の予告期間を設ける。

(参考：他県の予告期間の例)

- ・岡山地裁判例（平成 16 年 8 月 18 日判決言渡）
 - 平成 12 年 1 月 採取業者に採取禁止の可能性があると説明
 - 平成 12 年 9 月 海砂利採取禁止方針を公表
 - 平成 15 年 4 月 海砂利採取禁止
 - 予告期間 業者への説明から 3 年 2 月
 - 方針公表から 2 年 6 月

II 予告期間（平成 25～27 年度）における採取の取扱い

1 海砂利採取の目的及び採取限度量

- 予告期間における民間業者による採取の目的は、県内の漁業振興に資する覆砂、航路浚渫、作れいに限定する。
- 予告期間における各年度の採取限度量は、「削減計画」における平成 24 年度の採取限度量を暫定的に適用する。
- 「削減計画」の採取限度量を超過した今回の違法採取量については、予告期間の採取限度量と調整する。

その結果、海域ごとの採取限度量は下表のとおりとなり、有明海のみ採取可能となる。

■ 超過採取量（調整すべき量） 単位：m³

	八代海（H20～H24）	有明海（H20～H24）
「削減計画」採取限度量（A）	365,500.0	612,500
実採取量（B）	695,559.1	817,233
超過採取量（B）-（A） （調整すべき量）	330,059.1	204,733

■ 予告期間の採取限度量を超過採取量と調整

<八代海>

単位：m³

年度	採取限度量	調整すべき量	調整後採取限度量
H25	73,100	73,100	0
H26	73,100	73,100	0
H27	73,100	73,100	0
計	219,300	219,300	0

<有明海>

単位：m³

年度	採取限度量	調整すべき量	調整後採取限度量
H25	113,900	113,900	0
H26	113,900	90,833	23,067
H27	113,900	0	113,900
計	341,700	204,733	136,967

注）上表は、行政処分手続中の数量を含んでおり、「実採取量」「超過採取量（調整すべき量）」「調整後採取限度量」は、今後変動する可能性がある。

（理由）

- ・採取目的については、「有八特措法」の目的に照らし、漁業振興に資するものに限る。
- ・採取限度量については、今回の違法採取発覚により、「削減計画」の採取限度量と実際の採取量とが大幅に乖離していることが明らかとなったことから、新たな採取限度量を設定することは困難である。このため、暫定的に「削減計画」の平成 24 年度採取限度量を適用する。
- ・今回の違法採取は「削減計画」で想定している以上に海域への環境負荷を与えたものであるため、超過採取量については、予告期間における採取限度量と調整を行う。

2 海砂利採取の許認可

- 前記 1 の調整後の採取限量がある場合における海砂利採取の許認可の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 平成 24 年度まで採取を行っていた民間業者
 - ・ 次の条件が全て整った場合に限り許認可を行う。
 - ① 砂利採取法による事業の停止期間、及び県一般海域管理条例による採取の許可を受ける資格を有しない期間が終了していること。
 - ② 過料・不当利得返還金を完納していること、又は分納計画が承認され、その計画に基づき遅滞なく納入していること。
 - ③ 県が指示する「採取量の適正管理のための取組み」を行うこと。
 - (2) 新たに参入する民間業者
 - ・ 次の条件が全て整った場合に限り許認可を行う。
 - ① 平成 28 年度から採取できないことを了知していること。
 - ② 今回の違法採取を行った民間業者と同一性が認められないこと。
 - ③ 県が指示する「採取量の適正管理のための取組み」を行うこと。
- なお、許認可後の採取に際しては、県は徹底した監視体制を取る。

Ⅲ 波及する課題への対応（平成 25 年度以降）

1 覆砂事業

- 覆砂事業については、漁協、市町又は県が行うものとする。
 - 県が行う覆砂事業において、予告期間中に県内産海砂が購入により確保できない場合及び予告期間終了後は、次のとおり対応し、市町に対しても同様の対応を行うよう働きかける。
 - ① 当面は、県外産海砂の購入で対応する。
 - ② 漁協が関係漁協の同意を得た上で、県内産海砂による覆砂事業を要請する場合、海砂の採取から覆砂まで一貫した工事の発注を検討する。この工事の実施に当たっては、環境への影響を十分に配慮した工法を検討する。
- なお、平成 26 年度まで計画している八代海の球磨川河口域における覆砂事業については、荒瀬ダムの堆砂を活用する。
- 漁協が行う覆砂事業については、具体的方法について関係機関と連携して検討し、早急に対応策を講じる。
 - なお、県が、県営作れい事業を実施する場合は、作れいで生じた海砂の覆砂への活用を図る。

2 航路浚渫・作れい事業

- 航路浚渫・作れい事業については、基本的に漁協が行うものとする。
- 県は、漁協からの要請に応じて、国の補助事業の活用も含め、技術的・財政的支援を検討する。

このため、これまで漁協の要請により、民間業者が販売を兼ねて航路浚渫・作れいを行ってきた八代海においては、関係漁協への聞き取り調査や地盤の高さ、潮の流れの向き、底質などの現地調査を直ちに実施する。
- なお、航路浚渫・作れいにより発生した土砂は事業を実施した漁場において覆砂材として有効に活用を図る。
- 市町に対しても県と連携した対応を行うよう働きかける。

3 骨材の確保

- 骨材の供給側、需要側の関係業界、国、市と連携して「熊本県骨材確保連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を立ち上げ、骨材の確保について検討を行った。
- その結果、当面は県外産海砂への転換が図られる見込みであり、生コンクリートの日本工業規格（JIS）の材料変更承認についても、概ね平成25年3月末までには完了する予定である。
- 骨材の変更に伴うコスト増については、県工事にあっては、市場の実勢価格を調査し、速やかに積算価格へ反映するとともに、国、市町村、民間が実施する工事においても同様の対応となるよう働きかける。特に、生コンクリートのコスト増については、生コンクリートが最も基礎的な資材で使用頻度も高いことから、平成25年4月中を目途に積算価格へ反映する。
- 今回の転換で、県外産海砂に依存する割合がさらに高くなる中、県外産海砂の安定供給が今後不透明となる恐れもあることから、県外産海砂の供給動向に注視しながら、連絡調整会議を活用し、骨材の県内自給率の向上や再生資源の活用等も含め、中長期的な骨材確保のあり方について検討を進める。